

いわき市医療センタークレジットカード決済に係る指定納付受託者募集要項

いわき市医療センターでは、患者さんの利便性の向上を図るため、会計窓口等における診療費等の支払いにおいて、クレジットカード決済を導入しております。

つきましては、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「納付事業者」という。)を公募します。

1 業務名

いわき市医療センタークレジットカード決済に係る指定納付受託業務

2 契約期間

契約締結日から令和10年10月31日までの長期継続契約とする。

ただし、契約期間内のクレジット決済手数料は固定とする。

なお、次年度における予算措置を講じることができなかった場合は、契約を解除するものとする。

※クレジットカード決済を開始する日は、令和5年11月1日(水)午前0時からとし、その間を準備期間とする。

3 業務場所

いわき市内郷御厩町久世原16番地 いわき市医療センター

4 提案限度額

令和5年度分 2,973千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 当センターの概要

(1) 許可病床数(令和5年4月1日現在)

700床

(2) 患者数

令和4年度 年間延外来患者数 220,409人

(一日平均外来患者数 平日 874.7人、休日 64.3人)

令和4年度 年間延入院患者数 171,831人

(一日平均入院患者数 470.7人)

(3) 窓口取扱い金額

令和4年度 1,705,472千円

6 業務内容

当センターの診療費等に係る費用のクレジットカード決済業務

7 要求水準

- (1) 納付事業者は、当センターと加盟店契約（立替払型）を締結し、会計窓口にあるカード決済端末を設置し、入院及び外来に係る診療費及び診断書、健診費、ドッグ料等（以下「診療費等」という。）に係る費用のクレジットカード決済を行う。カード決済端末の台数は4台とし、設置場所は次のとおりとする。

ア 中央会計窓口	3台
イ 救命救急センター窓口	1台
- (2) 当センターで使用する自動支払機（㈱アルメックス社製自動精算機（TH-Z））3台においても、クレジットカードでも決済が可能とするもの。（自動支払機におけるクレジットカード決済は、令和5年11月1日（水）午前8時30分からとする。）
- (3) 患者等の選択可能な支払い方法は、1回及び分割も可能とする。
- (4) 納付事業者は、クレジットカードによる収納金の当センターへの振込みを月1回又は2回とし、締め日以後1ヶ月を超えない所定の期日（当該日が金融機関の営業日でない場合は、当該日以前の直近の営業日とする）まで当センターの指定する金融機関口座へ振り込むものとする。なお、クレジットカード決済が分割払いの場合でも、納付は初回に全額を振り込むものとする。
- (5) 当センターが支払う手数料の支払い方法は、後払い方式とし、月初から月末までの入金について、原則として、翌月に納付事業者からの別途請求書を受け、その請求書に基づいて、当センターが納付事業者の金融機関口座へ請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、請求の際、納付事業者は、入金明細書も送付すること。
- (6) 使用できるカードのブランドは、国際ブランドの「VISA」、「JCB」が必ず1つ以上あることとし、これ以外のブランドについては、提案により付加することは可能とするが、決済手数料は「VISA」又は「JCB」と同一とする。
- (7) カード端末機（タッチ決済対応）、暗証番号入力端末の附属品やロール紙等消耗品の費用、クレジットカード加盟審査料及び当センターが指定した金融機関への口座振込手数料は、納付事業者負担とする。
- (8) 通常の使用状況下でのカード端末機等の故障時の保障・修理費用は、納付事業者負担とし、故障時は速やかに対応するものとする。なお、トラブル発生時の担当者を指定するとともに、連絡体制を整備すること。
- (9) 電話回線敷設費用及び認証処理等に係る通話料金は、当センターの負担とする。
- (10) 導入時のサポートサービスとして、納付事業者において、接客、端末操作のマニュアルを整備し、研修を実施するものとする。
- (11) 情報セキュリティが確保されているものとする。
- (12) 契約者が複数となる場合は、「VISA」を取り扱う納付事業者は代表して、上記(7)のカード端末機や消耗品の準備、(8)の故障時の対応、(10)の導入時の研修等を行うものとする。

(13) 当センターが契約期間中に電子マネー決済及びQRコード決済の導入を希望する場合は、それに対応すること。

※当該対応に対する場合、契約内容の変更については別途協議することとする。

8 納付事業者の備えるべき参加資格条件

(1) 納付事業者の参加要件

- ① 他の病院（200床以上）へのクレジットカード決済導入実績があること。
- ② 地方自治法施行令第157条の2第1項第1号及び第2号の規定いずれにも該当すること。
- ③ 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティポリシーを有し、個人情報の管理等の内部規定を策定して社内教育を実施していること。
- ④ いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成27年3月31日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

(2) 納付事業者の制限

次に該当する者は、優先交渉権者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 提案書の受付期限日から優先交渉権の決定が終了するまでの期間に、いわき市により指名停止措置又は指名除外措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改善前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立てを含む。）をしている者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てその他類似の倒産手続きを開始している者。
- ④ 国税及び市税に滞納がある者。

9 優先交渉権者の選定等の手続き

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(1) 選定の日程

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 公告（募集要項の公表） | 令和5年7月14日（金） |
| ② 参加表明書の提出期限 | 令和5年7月28日（金） |
| ③ 質問書の提出期限 | 令和5年7月31日（月） |
| ④ 質問書の回答期限 | 令和5年8月3日（木） |
| ⑤ 提案書等の提出期限 | 令和5年8月10日（木） |
| ⑥ 優先交渉権者の選定 | 令和5年8月24日（木） |
| ⑦ 契約締結 | 令和5年8月31日（木） |

(2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定については、いわき市医療センタークレジットカード決済に

係る指定納付受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は、提出書類が要求水準に記載された条件を満たしているかを確認の上、総合的に評価し、「VISA」を取り扱う事業者から優先交渉権者及び次点者をそれぞれ選定し、また、「JCB」を取り扱う事業者から優先交渉権者及び次点者をそれぞれ選定する。その評価の結果、「VISA」及び「JCB」の優先交渉権者又は次点者が同一事業者となることも可能とする。

ただし、当センターが想定するクレジットカード決済手数料を超える場合は、優先交渉権者を選定しない場合がある。

10 応募手続き

(1) 募集要項の公表

募集要項は、公告のほか令和5年7月14日（金）から令和5年7月28日（金）までいわき市ホームページ及び当センターのホームページでも公表する。

(2) 必要書類の入手方法

いわき市医療センター医事課で配布するので直接入手、又は、いわき市ホームページ及び当センターのホームページからダウンロードし入手すること。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望するものは、次により参加表明書を提出すること。提出は持参又は郵送によるものとする。

① 参加表明書の提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時必着

（持参の場合は、平日の午前8時30分から、午後5時までとする。なお、郵送の場合は書留郵便とし、期限内の到着に限る。）

② 参加表明書の提出場所

いわき市医療センター 医事課

③ 提出書類

「VISA」を取り扱える納付事業者は「様式1の1の参加表明書」を、「JCB」を取り扱える納付事業者は「様式1の2の参加表明書」を、また、「VISA」及び「JCB」双方を取り扱える納付事業者は、「様式1の3の参加表明書」を提出すること。

(4) 募集要項に関する質問の受付

募集要項に関する質問は次のとおり受け付ける。

① 質問方法及び注意事項

提案書の作成にあたり、疑義が生じた場合は、「いわき市医療センタークレジットカード決済に係る指定納付受託者募集要項に関する質問書」（様式2）に内容を簡潔に記載し、FAX又はE-mailにより提出すること。（電話での対応は行わない。）

質問は、次の受付期間までとし、期間を過ぎた質問には回答しないものであること。

なお、FAX の場合、念のため、次の担当者まで確認の電話をすること。

宛 先	いわき市医療センター
担当者	医事課 医事係 和泉
電 話	0246-26-3151 (内線 2755)
F A X	0246-26-3184
E-mail	iryoc-iji@city.iwaki.lg.jp

② 質問受付期間

令和 5 年 7 月 28 日 (金) 午前 9 時から令和 5 年 7 月 31 日 (月) 午後 5 時必着

(5) 質問に対する回答

① 回答の方法

募集要項に関する質問に対する回答は、当センターホームページにおいて公表する。

なお、質問の回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

② 回答の公表日時

令和 5 年 8 月 3 日 (木) 午後 2 時より

(6) 提案書の提出

応募者は、次により提案書を提出すること。提出は持参又は郵送によるものとする。

① 提案書の提出期限

令和 5 年 8 月 10 日 (木) 午後 5 時必着

(持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から、午後 5 時までとする。なお、郵送の場合は書留郵便とし、期限内の到着に限る。)

② 提案書の提出場所

いわき市医療センター 医事課

③ 提出書類

○【様式 3】提案提出書 (表紙)

○【様式 4】提案書 (その 1) ~ (その 7)

○会社概要等がわかるもの (パンフレット等)

○登記事項証明書

○財務諸表 (直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類)

○納税証明書の写し

○【様式 5】暴力団に関する誓約書

④ 提出部数

正本 1 部、副本 4 部 (コピー可)

(7) 審査

選定委員会が行う評価項目及び評価点配分は、別表のとおり。

(8) ヒアリング

必要に応じて、提案者に対してヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合には、別途、提案者に対して日程等を連絡するものとする。

(9) 審査後の契約締結

本審査後、病院事業管理者は選定委員会により選定された優先交渉者と、速やかに契約締結に係る交渉を行うものとする。

ただし、その者と合意に至らない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(10) 審査結果

応募者全員に対し、令和5年8月24日（木）頃までに書面により通知する。

ただし、選考に時間がかかった場合等変更することがある。

11 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、一切返却しない。
- (4) 提出する書類については、分割提出及び提出後の追加、変更、差し替え、再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は、いわき市情報公開条例に基づき公開することがある。

以上